

『続日本紀』宣命における「現(御)神」と「明神」： 両者の使い分けをめぐる

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学国語国文学研究室 公開日: 2017-10-12 キーワード: 作成者: 根来, 麻子 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171225-064

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	『続日本紀』宣命における「現(御)神」と「明神」：両者の使い分けをめぐる
Author	根来, 麻子
Citation	文学史研究. 47 巻, p.46-56.
Issue Date	2007-03
ISSN	0389-9772
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学国語国文学研究室
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

Osaka Metropolitan University

『続日本紀』宣命における「現(御)神」と「明神」

――両者の使い分けをめぐる――

根 来 麻 子

はじめに

『続日本紀』宣命（以下、宣命と称する）は、しばしば次のような冒頭表現をもって始められる。

現御神^正大八嶋国所知天皇大命^正詔大命乎集侍皇子等王等百官人等天下公民諸聞食^正詔
 （第一詔）
 明神^正大八洲所知倭根子天皇大命^正宣大命^手親王王臣百官人等天下公民衆聞宣
 （第十九詔）

両者は宣命の冒頭部分に慣用的に置かれ、言い回しや表記において細部に差異はあるものの、「天皇の勅命を皆々よく聞けよ」という主旨を持つ一文である。この一文の中では、天皇は「現御神」「明神」というように「神」という属性を与えられる。宣長の『続紀歷朝詔詞解』はこの二つの表現について、

現御神止は、阿伎都美加微登と訓べし、此訓の事、出雲國造神壽後釋にいへり、明御神明津神などとも書り、（中略）此言は、天皇は、世に現しく坐ます御神にして、天の下をしるしめすよし也

（『続紀歷朝詔詞解』一卷）

と、「現(御)神」「明神」ともに同一語とした上で「アキツミカミ」という訓を付し、この世に現れている神として天皇を捉える語であると定義した。以来この解釈は、以降のほとんどの諸注釈が随うところとなった。加えて近年、稲岡耕二氏によって「明神」と「現神」という文字の相違が何を示唆しているのか、宣長の『詔詞解』にも、万葉集の注釈書や『時代別国語大辞典』などの辞書類にも触れられていないのは残念である。（中略）「現神」が現世に姿をあらわした神を表現するのに対し、それを踏まえていっそうその徳を称する表現として「明神」が誕生したと考えるのが穏やかだと思ふ^{（注1）}と初めて用字の差に焦点が当てられ、さらに氏の説を受けた神野志隆光氏によって「現(御)神」「明神」各用例の出現時期の偏りとその理由への理解が示された^{（注2）}。以下、氏の見解の概略を私にまとめて示す。

【表1】『続日本紀』宣命における「現(御)神」「明神」の出現状況

詔番号	発布年	語
1	六九七年	現御神
1	六九七年	現御神
3	七〇七年	現神

61	71	57	55	50	49	43	25	24	24	23	19	14	13	10	7	6	5	5	4
七八一年	七八一年	七七七年	七三三年	七一年	七七〇年	七六九年	七五九年	七五八年	七五八年	七五八年	七五七年	七四九年	七四九年	七四三年	七二九年	七二九年	七二四年	七二四年	七〇八年
現神		現神			現神	現神	現神	現神		現神		現神	現神	現神	現神	現神	現御神	現神	現神
	明神		明神	明神					明神		明神								

「表1」は、文武元年（六九七年）から延暦八年（七八九年）までに発布された宣命のうち、「現（御）神」「明神」を含む詔を時代順に並べたものである。その中において、「現（御）神」は文武即位宣命（第一詔）にすでに見え以降満遍なく用いられるのに対し、「明神」が現

れるのは第十九詔（天平宝字元年（七五七年）発布）以降（「表1」では二重傍線部より左）に偏る。このような偏りは、七五七年に施行された養老令詔書式に定められる五箇条の宣命冒頭表現とかかわる。

明神御宇日本天皇詔旨。云々咸聞。

明神御宇天皇詔旨。云々咸聞。

明神御大八洲天皇詔旨。云々咸聞。

天皇詔旨。云々咸聞。

詔書。云々咸聞。

（『令義解』卷七公式令所引 詔書式）

詔書式五箇条のうち、前の三条までに「明神」の語が含まれる。実際の宣命において「明神」が七五七年以降に出現するのは、このような詔書式における正式な形式が反映されたものであると見られる。

こういった先行研究をふまえた上でなお考える余地があるのは、養老令施行以降の宣命において「現神」「明神」両者が併用されるという状況の意味である。養老令施行が転機となって、実際の宣命にも「明神」が現れ始めたとするならば、一律「明神」になっていたとしてもおかしくはない。しかし「表1」から明らかのように、事実としては七五七年以降も依然として「現神」が用いられている場合があり、令に従って一律「明神」に変更されたわけではない。このことからすれば、七五七年以降における「現神」「明神」の使用は決して無作為なものではなく、何らかの使い分けの基準を持つとみななければならない。

本稿は、『続日本紀』宣命における「現（御）神」「明神」の出現状況を検証し、養老令施行以降にも用字の使い分けがなされる理由と意義

について論じるものである。

1、「現神」「明神」の使い分けの基準

まず、宣命の文脈内において「明神」「現(御)神」それぞれが使用される状況を吟味してみたい。次に挙げる「表2」は、「現(御)神」「明神」の語が用いられる位置と、用いられる詔の内容を示したものである。

「表2」「現(御)神」「明神」の位置と詔の内容

詔番号	発布年	語	位置	詔の内容
1	六九七年	現御神	冒頭	即位
1	六九七年	現御神	文中	即位
3	七〇七年	現神	冒頭	即位
4	七〇八年	現神	冒頭	和銅改元
5	七二四年	現神	冒頭	即位
5	七二四年	現御神	文中	即位
6	七二九年	現神	冒頭	天平改元
7	七二九年	現神	文中	光明立后
10	七四三年	現神	冒頭	阿閼皇女の舞を見て
13	七四九年	現神	冒頭	天平勝宝改元
14	七四九年	現神	冒頭	即位
19	七五七年	明神	冒頭	奈良麻呂の変の顛末
23	七五八年	現神	冒頭	讓位
24	七五八年	明神	冒頭	即位
24	七五八年	現神	文中	即位

25	七五九年	現神	冒頭	舎人親王に追号
43	七六九年	現神	冒頭	県犬養姉女らを配流
49	七七〇年	現神	冒頭	志貴皇子に天皇号を追号
50	七七一一年	明神	冒頭	立太子
55	七七三年	明神	冒頭	立太子
57	七七七年	現神	冒頭	渤海使の奏に対して
61	七八一年	明神	冒頭	即位
61	七八一年	現神	冒頭	即位

用いられる位置に関して言えば、これらの語は宣命冒頭に用いられる場合と、文中で修飾的に用いられる場合(例えば第一詔「天津日嗣高御座之業」^上現御神^止大八嶋国所知倭根子天皇)とがある。まず言えることは、十九詔以降の用例においても、文中表現としての使用の場合は「現神」が用いられているということである。詔書式で定められているのは、あくまで詔の冒頭形式であり、詔の文中表現に関しては言及がない。文中には「明神」ではなく「現神」が用いられる所以である。しかし一方で、冒頭表現として置かれる「現神」も存在する。二十三・二十五詔などがそれである。同じ冒頭表現でありながら「現神」と「明神」の両方が見られるという状況があるのは、端的に言えば、用いられる宣命の内容によって両者が使い分けられているからだと考えられる。

「表2」において、七五七年以降で冒頭に「現神」「明神」が置かれている宣命の内容をそれぞれ見ると、「明神」を持つものはほぼすべて即位・立太子に際しての詔であり、一方「現神」を持つものは讓位あるいは号の追贈・配流などに関する詔であるという一つの傾向が

見出せる。すると、発布する詔の内容によって冒頭に来る語が使い分けられていると考えられる。

『令義解』によれば、養老令詔書式に定められた条文はそれぞれがどういった内容の詔において用いられるべきかが定められていたとみられ、第三条に関して次の波線部のようにあるのが注目される。

明神御宇日本天皇詔旨。云々咸聞。

謂。以大事宣於蕃國使之辭也。

明神御宇天皇詔旨。云々咸聞。

謂。以次事宣於蕃國使之辭也。

明神御大八洲天皇詔旨。云々咸聞。

謂。用^レ於^レ朝^ニ遡^ル大事^ノ之辭。即立^レ皇后皇太子。及元日受^レ朝賀^ノ之類也。

天皇詔旨。云々咸聞。

謂。用^レ於^レ中事^ノ之辭。即任^レ左右大臣以上^ノ之類也。

詔書。云々咸聞。

謂。用^レ於^レ小事^ノ之辭。即授^レ五位以上^ノ之類也。

（『令義解』卷七 傍線は筆者）

詔書式第三条「明神御大八洲天皇詔旨。云々咸聞」とは、『令義解』の説くところによれば「朝遡大事」という詔に用いられるべき冒頭表現であり、「朝遡大事」の内容とは、立太子や立后、元日の朝賀などである。すると、実際の宣命において即位や立太子という時の詔に「明神」が用いられているのは、詔書式第三条の規定に従ったことだとみてよい。『令義解』の注釈文の中には「即位」とは明記されていないが、「即立皇后皇太子」という文言と合わせて考えれば、即

位宣命の際に「明神」が用いられているのは、「朝遡大事」の時に用いるという認識に基づいた使用であろう。裏を返せば、退位や讓位、号の追贈や配流をいう詔など、用いるべき冒頭表現が詔書式に規定されていない内容の場合に、「現神」が用いられるのである。詔書式の規定を見ると、第一条は、外国からの使者に対する詔の中でも「大事」の際に用いる冒頭表現であるとされ、第二条は同じく「次事」の際に用いるものであるとされる。また第四条は左右以上の大臣の即位に際して、また第五条は五位以上の位を授ける際に用いられる表現であると規定されているが、退位や讓位、号の追贈や配流を宣言する際の表現は規定されていない。令はあくまで規定であって、発布されるすべての詔の内容が想定されているわけではなく、宣命の内容によっては、用いるべき冒頭表現が詔書式に規定されていない場合が実際には当然存在するだろう。そのような場合には、養老令施行以前から用いられていた「現神」が使用されることができ、同様の傾向は、平安朝の国史書にみえる宣命においても指摘することができる。

「表3」平安朝の国史書における「現神」「明神」

書物	巻数	語	発布年	詔の内容
日本後紀	巻十七	現神	八〇九年	讓位
日本後紀	巻二十	現神	八一〇年	廢太子・立太子
続日本後紀	巻一	現神	八三三年	讓位
続日本後紀	巻一	明神	八三三年	即位
日本文德天皇実録	巻十二	現神	八四二年	謀叛
日本三代実録	巻一	明神	八五〇年	即位

日本三代実録	卷一		明神	八五八年	即位
日本三代実録	卷八		明神	八六四年	青馬節会
日本三代実録	卷二十九	現神		八七六年	讓位
日本三代実録	卷三十		明神	八七七年	即位
日本三代実録	卷四十一		明神	八八二年	青馬節会
日本三代実録	卷四十四	現神		八八五年	退位
日本三代実録	卷四十五		明神	八八五年	即位

この表は、『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』にみえる宣命のうち、冒頭表現として「明神」「現神」を持つものを分類したものである。これらは『続日本紀』所収宣命と同様、養老令施行下において発布された宣命である。「明神」は即位宣命や正月行事である青馬節会の際に用いられており、養老令詔書式第三条の注釈文と見合う。一方「現神」は讓位・退位・謀叛を告げる際の宣命、つまり、用いるべき冒頭表現が令に規定のない内容の宣命に用いられる。先に見た『続日本紀』所収宣命と同様の傾向がみられるのである。このあり方を合わせて考えると、養老令施行下の宣命冒頭表現における「現神」「明神」は、用いられる詔の内容に応じて使い分けられているといつてよいだろう。「明神」は用いるべき冒頭表現が詔書式に規定のある内容の詔に対して、「現神」はそうでない内容の詔に対して、それぞれ使用されていると考えられる。一部その基準に当てはまらない例もあることはあるが、ある程度の傾向として使い分けは認めてよい。七五七年以降の宣命にみえる「現神」「明神」の使い分けは、それが用いられる詔の内容に応じたものであろう。

さて、こういった使い分けの基準を見出すならば、次に、それぞれ

の熟語が示す概念を見定める必要がある。先にも述べたように、宣命においては「現(御)神」専用であったところに養老令施行以降「明神」が現れるようになる。そもそも「現(御)神」によって表されていた概念はどういったものであり、それはどのような必然性をもって宣命冒頭あるいは文中に配置されていたのか。対して後出の「明神」はどういった概念を持ち、なぜ養老令はその語を採用したのか、また「現(御)神」と比したときどう位置づけられるのか、といった諸点を検証し、両者の使い分けが起る理由を次に考察する。

2、「現(御)神」「明神」の使い分けの理由

養老令施行以前から用いられる「現(御)神」は、漢籍には見られない熟語で日本人独自の用語とみられる。「現」字は、『文選』の李善注に次のようにある。

杜「口毗邪、以通得意之路」

(梁)王巾「頭陀寺碑文一首」『文選』卷第五十九

李善注「杜「口毗邪」、現默然而得意」

維摩詰が毘邪離において口を閉じて真意を得る道に通じた、という内容について、「杜「口毗邪」、現默然而得意」と注釈が付されている。この世に居ながらにして悟りを得たことを注するものであり、この場合の「現」とは、彼岸に対する「この世」を指すと思われる。また、梁の劉孝威「七夕穿針詩」(『芸文類聚』卷四)には

縷亂恐「風來」 衫輕羞「指現」

故穿「雙眼針」 時縫「合歡扇」

とあり、ここでの「現」は、衣が軽いので風に煽られ、袖口から指が

あらわになってしまふことをいう。また時代は下るが、『廣韻』では、
見露也〈中略〉現（廣韻）

とあり、「現」字は「見」字の俗字で、「露」の意味を示すとされている。
また日本の文献における「現」字を見ると、

現毛 夢にも我は 思はずき 古りたる君に ここに逢はむとは

（『萬葉集』卷十一・二六〇一）

の例のように、夢に対する現実を示すものであったり、

猶人方不奏天在等毛心中惡垢濁天在人波必天地現之示給都邪物音

（『続日本紀』宣命第四十四詔）

のように、「顕在化させる」という意に用いられる。「現」字は、隠れているものが表に出る意、転じて幽明や夢に対する現実を表す。よって、字義の上から「現（御）神」を解するならば、「現実にあらわれている神」と理解してよいと思われる。宣長が「此言（論者注現御神）は、天皇は、世に現しく坐ます御神にして、天の下をしろしめすよし也」と説くところである。

こういった「現（御）神」の概念は、漢籍に見られないところからしても、宣命がその内部から要求したものであったとみてよい。（注4）それは取りも直さず、上代における普遍的な神の把握方法である。

仰視君容、秀於人倫。若神之乎。欲知姓名。王対之曰、
吾是現人神之子也。 （『日本書紀』卷第七 景行四〇年は歳）

右は、蝦夷に名を問われた日本武尊が答える場面である。日本武尊の容姿のすばらしさを見た蝦夷が「若し神か」と問いかけると、対して日本武尊は自身のことを「現人神之子」と称する。天皇は、神が人の姿をとって現れたものであるという。

長人対曰、現人之神。先称王諱。然後応尊。天皇答曰、「朕是幼武尊也。長人次称曰、僕は一事主神也。」

（『日本書紀』卷第十四 雄略四年二月）

これは、一事主神である「長人」が雄略天皇の問いに対して言った言葉であり、一事主神が自分のことを「現人之神」と称する。神とは本来姿を現さないものであり、現れる時は仮に人の姿をとると考えられていたことが分かる。天皇は神が人の姿をとってこの世に現れたものであるとする理解は、このような神と人との関係の認識において形作られたものであるといえるだろう。宣命における「現（御）神」という語は、漢籍に用例の見られないことからしても、このような認識の上に立って必然的に成立し、日本人独自の思想を表出する語として機能してきたものであると考えられる。宣命にとっては一つの要となる語句であったに相違ない。

すると、こういった「現（御）神」がすでに宣命のテキスト内で機能していたところへ、養老令の施行に伴って「明神」という語が介入してくることになる。ただここで一つ注意しておきたいのは、「明神」という語は、養老令施行以前では『日本書紀』にすでに五例見えるということである。

明神御宇日本天皇詔旨

（大化元年七月〈同一の文言が二箇所にみえる〉）

明神御宇日本倭根子天皇（大化二年二月）

現為明神御八嶋国天皇（大化二年三月）

明神御大八洲倭根子天皇（天武十二年正月）

これらの用例に関しては、稲岡耕二氏に次のような見解がある。氏

の謂は、『日本書紀』の例が養老令の文面とほぼ一致するところから、実際に大化年間や天武朝のものではなく、七一八年^(注5)發布の養老令の知識によって修文されたのではないか、というものである。加えて、『令集解』所引の「古記」の記述は、養老令以前の詔書式には「明神」の語がなかったことを示唆する。

〔明神御宇日本天皇詔旨〕の注釈として 古記云。御宇日本天皇詔旨。對隣國及蕃國而詔之辭。^(後略)

〔明神御大八洲天皇詔旨〕の注釈として 御宇。御大八洲者。並宜大事之辭也。^(後略) 〔令集解〕卷第三十一

「古記」が直接大宝令を指すのかどうかは定かではないが、ここには「明神」の語は見えない。養老令に至って初めて、「明神」の語が正式な詔書の形式として整えられてきたとみるのが妥当であろう。ただそれが、發布時点ですでに実際の宣命の中に確固たるものとして入り込み運用されていたかといえば、別個の問題である。稲岡氏の指摘にもあるように、養老令發布の七一八年以降に出された宣命にも依然として「現(御)神」が専用され、養老令施行年以降によく「明神」が現れ始める。それ以前には、先にも述べたように「現(御)神」が宣命の文脈上有効な機能を果たしていたと思しい。そうすると、『日本書紀』における「明神」の用例が令文によって修文されたものであるとしても、そのことと実際の宣命が「明神」を用い出すことは切り離して考える必要がある。宣命のあり方はあくまで、令の施行年と連動している。

さて、「明神」という語は、漢籍に依拠する語である。^(注6)

昊天上帝 則不我虞 敬恭明神 宜無悔怒

有渝此盟、明神殛之。^(『春秋左氏伝』僖公二十八年) 〔詩経〕大雅 雲漢

大きく捉えると、人事を掌握する存在であるといえる。『詩経』の用例は雨乞いの場面で、明神を敬い祀っていればその怒りを買って罰をうけるようなことはないだろうに、なぜ日照りという憂き目に合うのか、と嘆く。また『春秋左氏伝』の例では、明神は盟約に背いた者を殺すものとして描かれる。よく祀らないものには日照りという罰を下し、盟約に背いたものには死という罰を下す、というように、人間の運命そのものを掌握する存在としてあるのが「明神」である、とまでは把握することができる。

さらに詳細に見るならば、その明神による人事の掌握は、「人や人の世のことをよく見て観察すること」によってなされる、という特徴がある。

秋七月、有神降于莘。惠王問諸内史過曰、「是何故也」對曰「國之將興、明神降之。監其德也。將亡、神又降之、觀其惡也。」^(『春秋左氏伝』莊公三十二年)

好正直而不回兮、精誠通於明神。庶靈祇之鑒照兮、祐貞良而輔信。^(後漢 班昭「東征賦」「文選」第九卷)

凡邦國有疑。會同則掌其盟約之載及其禮義 北面詔明神既盟則貳之。^(『周禮』秋官司寇 司盟)

鄭玄注「明神、神之明察者、謂日月山川也」

『春秋左氏伝』莊公三十二年の用例では、明神が国の様子を「見る」ことによって国の盛衰が決定される。また「東征賦」の用例では、明神は、正直な人の行いを「鑒照」、すなわちよく観察していて、幸い

を授けたり危機から救ったりするものであることが分かる。また、『周禮』の「明神」に対する鄭玄注では、明神とは神の明察であり、日月山川のことであるとされている。このように漢籍における明神とは、人の世界のことを良く観察し、その上で何らかの判断を下す存在、その意味で人や国の運命を掌握する存在であるとみることができよう。

「明」の字義そのものを見ると、

達 通皓曠也（『廣雅』）

明 察也清也審也発也（大広益会『玉篇』）

というように、「達」「通」「皓」「曠」字と通じるもの、また「察」「審」と通じるものである。光があるゆえに、また何も障害物がないゆえに見えること、その意味ではっきりしていることをいう。また、萬葉集中で「明」字の用法を見ると、

ひさかたの 雨は降りしけ 思ふ児が やどに今夜は 明而行か
む （卷六・一〇四〇）
（あかしで）

のように「夜が明ける」意、

大滝を 過ぎて夏身に そほり居て 清き川瀬を 見るが明さ
（卷九・一七三七）
（さやけ）

のように見てすがすがしい様子、

不明 君を相見て 菅の根の 長き春日を 恋ひ渡るかも
（卷十・一九二一）
（おほほしく）

のように「不明」で「おほほしく」つまりぼんやりしている意を表しているところから、「明」字はその反対で「はっきりしている」意にとらえられる例などがある。「明」字は何れも視覚的にとらえられる明瞭さを示す語に充てられていることから、「明神」の「見る」神と

しての性格は「明」字によって示されていると見てよからう。

こういった漢籍に依拠する語である「明神」を、そもそも養老令が介入せしめたのはなぜか。それは令が漢籍を志向した表記・文体を持つゆえであろう。養老令は唐の永徽令を模倣・摂取しながら制作されたと思し^{注7}く、使用されている用字や文体は漢籍に則ったものである。実際の宣命と養老令詔書式の条文を比較すると、顕著な違いが見出される。

現御神^上大八嶋国所知天皇^上大命^{止長麻呂}詔大命^平（後略）

（宣命第一詔）

明神御^上大八洲^上天皇詔旨。云々咸聞。（詔書式第三条）

それぞれ用字を対応させると、「所知」―「御」、「大八嶋国」―「大八洲」、「大命」―「詔旨」となる。北川和秀『続日本紀宣命校本・総索引』（一九八二年十月 吉川弘文館）で見ると、それぞれ「所知」「御」はシロシメス、「大八嶋国」「大八洲」はオホヤシマクニ、「大命」「詔旨」はオホミコトと訓まれており、同一の倭語を表記したものととらえてよい。「八嶋」は漢籍には見られない表記であり、「所知」は同様の字の並びはあるものの、「治める」意ではない。「大命」も同様の字の並びはあるが、天命の意で用いられることが多く、逆らえない命令といったニュアンスで、倭語のオホミコトの語義とは一線を画する。それに對し、「御字」「八洲」「詔旨」はそれぞれ漢籍に見出せる熟語である。「御」は、

思齊大任 文王之母 思媚周姜 京室之婦 大姒嗣^上徽音 則百
斯男 惠^上于宗公 神罔^上時^上怨 神罔^上時^上恫 刑^上于寡妻 至^上
于兄弟 以御^上于家邦^上（『毛詩』大雅 文王之什 思齊）

とありその鄭箋に「御治也」とあるごとく、統治する意を示す。「八洲」は

應劭漢官曰「(中略)是_レ以_レ戰常負、王旅不_レ振。張角懷_レ挾妖偽、遐邇搖蕩、八州并發_レ煙炎、絳_レ天、牧守梟裂。

〔後漢書〕志第二十八 州郡)

の用例のように全世界を示す語である。また「詔旨」は、

延熙五年還_レ朝、因_レ至_三漢中_一、見_三大司馬蔣琬_一、宣傳_三詔旨_一、加拜_三鎮南大將軍_一。〔蜀書〕卷四十三 蜀書十三 馬忠)

のように、皇帝からの詔勅のことである。令が、表記において漢籍由来の用字を用いていることは明白である。すると、漢籍に典拠を持つ「明神」たる語が養老令に採用されたのも、同様の理由によるとみてよいだろう。養老令の文体に合わせて、漢籍から「現神」と語形の類似する「明神」を摂取したのであろう。ただ先にみたように、その「明神」は、養老令施行以降も完全に「現(御)神」に取って代わるわけではなく、宣命の内容に応じて令の規定を基準に使い分けられている。「明神」の語が、令の規定以外の内容を持つ宣命の冒頭表現にまで及ばなかったのは、それが、宣命が内部から要求した表現と本質的なところで相重ならなかったからではないか。「明神」が中国における「神」の概念として世の中や人の運命を司る絶対的存在を示す語であるものの、あくまで祭祀の対象としての神を示す表現であり、実際の為政者を指して用いられることがない点で、宣命が天皇讚美のために本来要求した表現——「現実」に姿を現している神——として天皇を把握する「現(御)神」——とは、語形の上では類似していても、意味用法上異質なものである。養老令施行以降の宣命における「現神」「明神」

の使い分けは、漢語「明神」の語義が「神は人の姿を取って現れる」という日本的な概念とは根本的な所で符合しなかったゆえに起こったこととみてよい。養老令施行以前、「現(御)神」たる語が宣命という場や宣命の孕む思想と密着するかたちで成立・運用されていた。そこに、漢籍を志向するという養老令詔書式の施行に伴って「明神」たる語が摂取された。しかし「明神」は、宣命の基盤となる思想そのものとは完全にはそぐわず、そこにそのまま溶け込み得る語ではなかった。実際の宣命においては「現神」と「明神」が併用されるという状況が生まれたのは、およそ以上のような理由によると考えられる。

おわりに

養老令施行以降の宣命における冒頭表現「現神」「明神」は、それぞれ必然的に使い分けられている。詔の内容に応じて、用いるべき冒頭表現が養老令に規定されている内容の詔には「明神」が、そうでない場合には「現神」が用いられるのである。すなわち養老令施行以降の宣命における「現神」「明神」の使用は、養老令詔書式の規定文のあり方と連動するかたちで分布しているといえよう。「現(御)神」は日本的な神の概念に基づいて宣命独自の言い回しとして養老令施行以前から運用されていたものである一方、「明神」は典拠を漢籍に持ち、養老令に正式な規定として定められた後、実際の宣命においても用いられはじめたものである。宣命において「現神」「明神」が養老令施行後にも併用されるのは、「明神」の概念が、宣命の孕む思想と融合しにくいものであったことに起因するとみられる。そもそも公式令の規定文と実際の宣命の文言とは、表記の面でも語順の面でも符合しな

(注9)

いことは夙に指摘されている。そしてその不整合は、「令文は令文として、宣命の現実には独自の自らの論理において成りたつていた」ことを示す。今の規範にある「明神」という冒頭表現が実際の宣命総てを覆い尽くさないということは、「現(御)神」という語による天皇の形象化が、実際の宣命の論理においてすでに確固たるものとして成立・浸透していたことのあらわれであるとみてよい。養老令施行以降の宣命における「現神」「明神」の使い分けの在りようは、令文と実際の宣命との間に横たわるずれを端的に示しているといえよう。

なお、本稿では触れなかったが、次に詳查すべき点として訓の問題がある。いったいこれらの語は何という倭語を表記したものなのか。

「現」「明」の字義と「現(御)神」「明神」それぞれの古訓の在りようを検証すると、現在通行している「アキツカミ」という訓(現(御)神)「明神」とも)には疑問を差し挟む余地がある。訓については稿を改めて論じたい。

注

注1 稲岡耕二氏「日本書紀の「明神」に就いて」(『人文科学科紀要』第九十一輯 一九九〇年三月)

注2 神野志隆光氏「神と人―天皇即神表現の思想と表現―」(『國語と國文學』第六十七卷第十一号 一九九〇年十一月)

注3 第十九詔は、橘奈良麻呂の乱後、乱への加担者の処分と、乱が未然に防がれたことを京畿の人民に伝える詔である。即位・立太子に関する詔ではないが「明神」が用いられている。これは、同年五月、すなわち十九詔が發布される二ヶ月前に、養老令が施行

されたことによると考えられる。十九詔は養老令施行後初めての宣命であるから、内容に關係なく、今の規定通り「明神」を用いたのだろう。ただし、五十七詔は渤海使に対する詔であり、この内容は、詔書式一・二条に「以大事宣於蕃國使之辞也」「以次事宣於蕃國使之辞也」とあるところと符合するので、今述べる使い分けの傾向から外れる。

注4 宣命の起源は漢文詔勅の翻案であると考えられるところから、宣命はその内容や構成において漢文詔勅や中国の詔書に起源を持つという見解が、松本雅明氏「宣命の起源」(『日本古代史論叢』所収 一九六〇年十一月)、その論を受ける小谷博泰氏「宣命の起源と詔勅」(『本簡と宣命の国語学的研究』所収 一九八六年十一月)によって示されている。ただ、漢文詔勅を翻案して製作されたものであるとしても、そこに日本人の思想や概念が融合されることも一方ではあるはずで、中国の詔書に「現神」は見られない。「現(御)神」という語の背後には、当時の日本においてすでに成立していた、神と人との關係に対する考え方が横たわっているとみてよいであろう。

注5 注1稲岡論文に同じ。

注6 注4松本論文、注1稲岡論文にすでに指摘がある。

注7 日本思想大系「律令」(一九七六年一月 岩波書店)、滝川政次郎「律令の研究」(一九六六年一月 刀江書店)

注8 国史大系第二卷「続日本紀」(一九三五年十二月 吉川弘文館)、倉野憲司編「続日本紀宣命」(一九三六年十一月 岩波書店)、新日本古典文学大系「続日本紀」(一九八九年三月 岩波書店)で

も同様。

注9 注1 稲岡論文に同じ。

注10 注2 神野志論文に同じ。

本文の引用は以下のテキストに依った。

・『続日本紀』宣命：『続日本紀宣命 校本・総索引』（一九八二年十月 吉川弘文館）

・『日本書紀』：新編日本古典文学全集『日本書紀』（一九九四年五月 小学館）

・『萬葉集』：新編日本古典文学全集『萬葉集』（一九九四年五月 小学館）

・『養老令』：国史大系『律・令義解』（一九三九年四月 吉川弘文館）

・『令集解』：国史大系『令集解』第四（一九七二年五月 吉川弘文館）

また、漢籍は私に訓点を付した箇所がある。

附記

本稿は、平成十七年十一月十二日東アジア日本語教育日本文化研究学会（於別府大学）での口頭発表を元になっています。稿を成すにあたっては、終始毛利正守先生のご指導を賜りました。さらに、編集委員の先生方より貴重なご意見・ご教示を賜りました。記して心より感謝申し上げます。